

◆第1回鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会（2024年10月8日開催）会議要旨

人口動態と教育環境の現状

鹿嶋市の人口減少とそれに伴う学校の児童生徒数の減少が議論されました。特に、2つの小学校において複式学級が複数学級発生していることに伴う課題について焦点が当てられました。宅地開発に伴い児童数が増加する地域がある一方、少子化に加え、新規住居の建設が制限されている地域では児童数が減少しています。一方中学校は、生徒数の減少傾向はあるものの、現在複式学級が発生している学校はなく、また当面発生する見込みがないことを確認しました。

鹿嶋市学校規模適正化基準の対象校種

鹿嶋市内の小中学校では現在複式学級が発生する過小規模校が2校あり、いずれも複数の複式学級になる等、今後も児童数の回復は難しいばかりか、一層の減少が見込まれます。一方、中学校は現在複式学級が発生する学校はなく、当面発生する見込みもないことから、今回の学校規模適正化基準は小学校を対象とし、中学校は課題が顕在化した時点の社会情勢等を踏まえて、適正化基準を策定することとなりました。

複式学級の課題

複式学級の教育的な課題として、教育の質の確保が難しいことや教師や保護者の負担増が挙げられ、その解消が必要であるとの意見が多く出されました。特に異なる学年の児童を同時に指導する複式学級は、新しい学びのスタイルであるグループ学習等を効果的に進めることが難しいこと、さらに授業の準備や進行、学校運営等からも複式学級が発生する過小規模校は様々な課題があることから、「複式学級を解消すること」を学校規模の適正化基準に設けることが承認されました。

新しい教育スタイルへの転換

鹿嶋市では小中一貫教育を進めており、また、協働的な学びや個別最適な学びを重視した授業改善プロジェクトを推進しています。グループワークやペアワークを通じて、子どもたちの主体的な学びを促進することと、その教育環境を構築することの必要性が共有されました。

学校規模の適正化基準

鹿嶋市が進める「主体的・対話的で深い学び」の効果的な実践にあたり、学校規模適正化を進める基準として、「同一学年児童数最低12人」を設けることが提案され、異議なく承認されました。

世界的な流れでもある新しい教育スタイル、パーソナルワーク、ペアワーク、グループワーク、そしてクラス全体で学びを深めるという教育を効果的に実現するための最低人数となります。この学びの肝となるグループワークを4人で実施し、奇数グループによるグループ間討議にて学びを深める教育を実践することを踏まえ、最低人数の12人を基準として設定しました。12人未満

では教育的効果が望めずに、教育の質が低下することを懸念したもので、この基準を設けることで結果的に、複式学級の解消にもつながることになります。

I C Tの活用

I C Tを活用した教育の可能性とともに、対面授業の重要性も議論されました。しかし小学校段階では対面授業を基本に据えないと難しいものとしつつも、I C Tを活用した教育を積極的に研究すべきものとして認識されました。

地域との関わりと学校の役割

学校規模の適正化を推進するにあたり、地域住民との関係や学校の歴史を尊重しつつ、統合を進める必要性が確認されました。基準に該当する学校毎に検討委員会を設け、統合後の通学手段や利用されなくなった学校の活用についても、考慮する必要があるとされました。

結論

策定委員会は、適正規模の基準を設け、複式学級を解消し、教育の質を確保しながら学校の適正規模化を進める方針を確認しました。児童数が12人未満の学級は、主流となりつつある新しい教育を効果的に実践できず、教育の質の低下も懸念されることから学校規模適正化の対象とし、具体的な学校規模適正化の方法や統合後の通学手段については、次の段階に設けられる検討委員会等で協議されることと整理しました。

◆第2回鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会（2024年11月12日開催）会議要旨

前回の確認事項と基準の設定

前回の会議で確認された複式学級の解消と同一学年の最低人数12人の基準を再確認しました。これらの基準は、個別学習やグループワークの観点から最低限必要であるものとししました。

3つ目の基準の検討

策定委員会では、複式学級の発生や同一学年の人数が12人未満となった場合、即座に適正化の検討を開始するのは機械的すぎるとの意見が出されました。また、児童数の減少は一時的なものであり、学校の統合等の検討の俎上に上げることは時期尚早との市民からの意見があることも想定されることから、2つの基準を補完する3つ目の基準を設けることについて提案がありました。

全校児童数の基準

児童数の回復が困難との判断を誰もが受け入れられる基準として、全校児童数など学校全体の規模を基準に加えること、どのような数字を基準とするかなど、様々な視点から意見が出されました。

「新しい学びが広がっている中、子どもたちの学びがどれだけ確保できるか」という視点で協議し、同一学年12人を定めた。その根拠と整合性を持たせ、「全校児童数72人以下」を新たな基準として設けることが提案され、協議の結果、3つ目の基準として加えることが承認されました。

学校規模適正化基準（案）の協議

学校規模適正化基準（案）では、統合等を検討する学校規模の最低基準は「通常学級数6学級（複式学級の解消）。同一学年12人。全校児童数72人。」の3つとし、2つ以上の項目について基準を下回る場合は適正化を検討することが確認されました。

また、基準に該当した場合、次の段階として設けられる「（仮）学校規模適正化検討委員会」にて慎重に進めるものとし、学校の適正化の推進に際しては、地域住民や学校運営協議会と協議を行うことが重要であるとし、地元から意見を聴取する仕組みを設けることを策定委員会からの提言として報告書に記載することとしました。

結論

本会議では、鹿嶋市の学校規模適正化基準として「通常学級6学級（複式学級の解消）、同一学年12人、全校児童数72人」の3つの基準を設定することを決定し、さらに教育の質の確保や地域住民との協議の重要性が確認されました。基準に基づき、地域の事情を考慮しながら慎重に適正化を進める方向性を示しました。

◆第3回鹿嶋市学校規模適正化基準策定委員会（2024年11月26日開催）会議要旨

基準（案）の最終確認

前回の会議でまとめられた学校規模適正化基準（案）を確認しました。

「鹿嶋市の小学校の学校規模の最低基準は次の3つとし、2つ以上の項目について基準を下回る場合は統合などの学校規模の適正化を検討する。通常学級数6学級。同一学年12人。全校児童数72人。」

3つの基準を2つの基準にするための提案

表現の明確化のために第2回策定委員会で承認された3つの基準を、同一学年児童数12人と全校児童数72人の基準を「かつ」で結び、1つの基準とするための提案がありました。

これは、同一学年児童数と全校児童数は同じ視点から導き出されたものであるものの、解釈により意図しない方向に議論が展開する可能性もあることから、表現の明確化を求めたものです

基準を2つとする案「鹿嶋市の小学校の学校規模の最低基準は次の2つとし、この2つの項目について基準を下回る場合は統合などの学校規模の適正化を検討する。通常学級数6学級。同一学年児童数12人、かつ全校児童数72人。」について委員から異議はなく承認されました。

このほか、「子ども」という表現を「児童」「生徒」に統一し、「地域住民との協議」を「学校運営協議会等」と具体的に明記する等の訂正を加えたものが、策定委員会が報告する「鹿嶋市学校規模適正化基準」として承認されました。

教育長への鹿嶋市学校規模適正化基準の提出

策定委員会で承認された「鹿嶋市学校規模適正化基準」は鹿嶋市教育長に提出されました。教育長は、受け取った基準を参考に適正化の検討を進めることを表明しました。さらに委員への感謝の意とともに、今後の学校規模適正化プロセスにおける協力を求めました。

今後の手続き

令和6年12月19日の教育委員会定例会にて「鹿嶋市学校規模適正化基準を定める規則」を審議し、議決後に公表する予定です。その後、基準に該当する学校の適正化の推進にあたり、適正化の手法を検討するための委員会が設置されます。

結論

第3回策定委員会では、「鹿嶋市学校規模適正化基準」が最終確認し、教育長に提出しました。この基準を参考に教育委員会にて鹿嶋市学校規模適正化基準を策定し、学校規模の適正化が進められることとなり、基準に該当する学校については、今後、速やかに具体的な検討が開始されることを確認しました。